

「第 1 1 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・
第 1 0 期宇都宮市介護保険事業計画に係る
基礎調査・策定支援業務」
プロポーザル実施要領

宇都宮市

1 業務の概要

(1) 件名

第11次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第10期宇都宮市介護保険事業計画に係る基礎調査・策定支援業務

(2) 業務内容

「第11次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第10期宇都宮市介護保険事業計画に係る基礎調査・策定支援業務委託」仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会に置いて審査を実施し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>) に実施要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

(6) 企画提案上限額

18,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度	12,600,000円
令和8年度	6,000,000円

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため参考として業務履行に要する経費を示すものである。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール

内 容	日 時
(1) 質問書の提出期限	令和7年6月 6日（金）午後5時15分まで
(2) 参加申込書の提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時15分まで
(3) 提案書及び概算見積書の提出期限	令和7年6月20日（金）午後5時15分まで
(4) 提案に係るプレゼンテーション	令和7年6月27日（金）
(5) 審査結果の通知	令和7年7月11日（金） 予定

※ このスケジュールは、変更する場合がある。

2 参加資格

- ① 国税，県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ② 宇都宮市の入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の業種区分「調査・分析等業務」に登録されている者（令和7年6月5日までに申請し，令和7年7月1日までに登録が完了する見込みの者）
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て，又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑦ 政治団体，宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 人口20万人以上の自治体の介護保険事業計画の策定に係る基礎調査及び策定支援業務と同種の業務又はそれに類する業務の実績があること。

3 参加申込書等の提出

(1) 参加申込

本件プロポーザルへの参加を希望する者は，次のとおり，「参加申込書」を提出しなければならない。

- ア 提出書類 （様式1）参加申込書
- イ 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時15分まで（必着）
- ウ 提出場所 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課企画グループあて
(Mail) u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp
- エ 提出形式 電子データ
- オ 提出方法 上記アドレス宛に電子メールにて送信すること。

(2) 質問及び回答

ア 提出方法

質問事項を「(様式2) 質問書」に明記し，令和7年6月6日（金）午後5時15分（必着）までに，電子メールにて提出すること。

質問については，質問書を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り，評価基準の配点等，審査に支障をきたすものは受け付けないものと

する。

イ 回答

- すべての参加者（参加申込書に記載された連絡先）に対して、令和7年6月16日（月）午後5時15分までに電子メールにより回答するとともに、市ホームページにおいて周知する。ただし、参加者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合は、質問者のみに回答を行う。
- なお、質問に対する回答は、本実施要領に対する追加又は修正とみなす。

4 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

項番	書類名	部数	様式
1	企画提案書	1 2 部	紙媒体
2	企画提案書	1 部	Microsoft Office Word, PowerPoint 形式又は PDF 形式で作成した電子データを CD-R 又は DVD-R に格納
3	見積書	1 部	任意様式
4	会社概要	1 部	

(2) 提案のための費用負担

提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案書の提出辞退

提案の辞退を希望する場合は、提案書の提出期限までに（様式3）辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(4) その他

ア 提案書の取り扱い

- 提案書の提出後、提案書記載内容の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- 提出された提案書等は一切返却しない。
- 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

- 提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより，知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

5 企画提案書の提出及びプレゼンテーションの実施

(1) 提出

- ア 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時15分まで
（郵送の場合は必着）
- イ 提出場所 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課企画グループ
- ウ 提出方法 提出する提案は1案とし，持参又は郵便書留にて提出すること。
それ以外の方法による提出は認めない。

(2) 企画提案のプレゼンテーション

- ア 日 時 令和7年6月27日（金）
※ 時間は，別途指定し連絡する。
- イ 説明時間等 持ち時間30分
（説明20分程度，質疑応答10分程度）とする。
- ウ 説明資料等 提出した Microsoft Office Word または PowerPoint で作成した DVD-R のみ使用可能とする。なお，Microsoft Office がインストールされたパソコン，プロジェクター，スクリーンは当市が用意する。
企画提案書と DVD-R（プレゼンテーション用資料）の形式が異なる場合，内容に齟齬がないようにすること。また，プレゼンテーションの際に企画提案書の該当箇所がわかるように説明すること。

(3) その他

詳細は，別途通知する。

6 提案内容

(1) 表現方法

提案書の表現については，専門的な知識を有しない者でも理解できるよう，分かりやすいものとする。

(2) 企画提案内容

以下の情報を明記すること。

- ア 提案者概要
事業者の名称，代表者名，従業員数，組織図，事業概要
- イ 実施方針
業務目的を達成するための基本的な考え方やポイントを記載すること。
- ウ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること。

エ 実績

過去 5 年間に行った介護保険事業計画及び地域別データ分析に関する業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

オ 業務体制（参考様式 1， 2）

- ・ 配置予定の管理技術者・主任技術者・担当技術者の経歴
- ・ 手持ち業務については，令和 7 年 5 月 31 日時点で，契約金額 100 万円以上の業務をすべて記載すること。

カ 仕様書に関する提案

- ・ 仕様書「第 3 章 特記仕様」の要件を満たした上で，以下の項目を踏まえて，提案内容を記載すること。また，より良い提案がある場合は，その内容を明記すること。
- ・ 本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し，請け負わせようとするときは，再委託事業者の名称・所在地，業務内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を記載すること。

特記仕様	備考	提供可能データ
1—(1) アンケート	・ 調査の目的や国調査の仕様を的確に把握し，本市の現状分析に必要なアンケートの調査項目と適切かつ効率的な収集方法を記載する。 ・ サンプル数の確保目標と達成に向けた方策について記載する。	調査対象を住民基本台帳等から無作為抽出したデータ
1—(2) 地域別データ分析	・ 本市のこれまでの「地域別データ分析」の収集データや分析方法を踏まえつつ，地域別の課題等を把握するための分析方法について記載する。	・ 特記仕様 1 (2) に記載のデータ ・ 現行の「地域別データ分析ブック」
1—(3) 調査・分析結果報告書の作成	・ 報告書について，見やすさや伝わりやすさに配慮した作成方法について記載する。 ・ 市民の主体的な健康づくり・介護予防に活用できるよう，分析結果から地域課題を導出する方法について記載する。	現行計画書
2—(1) ・ 次期計画の策定に向けた課題の整理 ・ 高齢者を取り巻く環境の把握	・ 現行計画の取組状況や介護保険サービスの見込み量と実績の乖離などの把握・分析について記載する。 ・ 課題の整理手法について記載する。 ・ 時代潮流や社会環境の変化の予測について記載する。 ・ 国・県等の関連計画や政策動向について記	・ 現行計画に位置付けた指標や事業の実績値 ・ 介護保険サービスの見込み量と実績値 ・ 本市人口等の統計情報

	載する。	
2—(2) 次期計画の記載 事項に関する支 援	・ 2040年を見据えて、地域別の施設整備の必要数を含め、本市における介護保険サービスの量の見込みを算出する方法について記載する。 ・ 現状分析や人口の将来推計などから、今後の医療・介護・福祉分野等において見込まれる課題とその対応の方向性について提案するための手順・方法について記載する。	・ 本市人口等の統計情報 ・ 介護保険サービスの見込み量と実績値

7 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の項目に基づき総合的に行う。

ア 提案内容

- ・ 実施方針，実施スケジュール，実績，業務体制
- ・ 仕様書に関する提案
- ・ 仕様を満たした上での独自提案
- ・ 地域経済貢献度 など

イ プレゼンテーション力

ウ 見積価格

8 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

ウ プレゼンテーションに参加しない者

エ 審査結果の発表までに本実施要領に定める参加資格に該当しなくなった者

オ その他本実施要領の諸条件に違反した者

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者に対して令和7年7月11日（金）以降に書面により通知する。審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約

- ・ 提出された提案書，提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い，優先順位を定めた後，最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は，宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は，契約締結後においても，契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は，契約を解除できるものとする。

1 1 その他

本実施要領は，令和 7 年 5 月 1 6 日から適用し，選定された業者と契約を締結した翌日にその効力を失う。